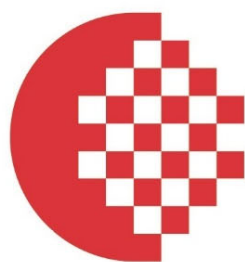


令和5年度

文化芸術による子供育成推進事業

— 巡回公演事業 —

# 実施団体募集要項



文化庁

令和4年9月

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室

## 目次

■ 事業概要	p.1～p.3
■ 応募要領	p.4～p.8
■ 申請方法及び審査について	p.9～p.12
■ 応募(実施)に関する注意事項	p.13
■ 出演希望調書（記入例）NO.1～NO.6	p.15～p.26
■ 出演希望調書NO.7費用明細 「文化芸術による子供育成推進事業」に係る経費について	p.27
■ 出演希望調書（記入例）NO.7費用明細	p.28～p.31
■ よくあるお問い合わせ	p.32

令和4年度は、文化庁から事務業務の委託を受けて近畿日本ツーリスト株式会社が実施しています。  
問合せは次の連絡先をお願いします。

### 文化芸術による子供育成推進事業 事務局-巡回公演事業係-

〒163-0236  
東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階 近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店内  
文化芸術による子供育成推進事業事務局 巡回公演事業係

TEL：0570-064-203（10：00～17：00）プッシュ「1」

E mail：j5-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

事業専用ウェブサイトURL：http://www.kodomogeijutsu.go.jp

※電話でのお問い合わせが一時的に集中する可能性がありますので、メールでのお問合せに御協力ください。

# 事業概要

## 令和5年度「文化芸術による子供育成推進事業-巡回公演事業-」概要

※ 応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。

※ この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

### 【目的】

文化芸術による子供育成推進事業は、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行うことにより、文化の担い手となる子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とします。

### 【内容】

子供たちの成長過程に合わせた優れた実演芸術、メディア芸術の鑑賞機会、体験機会を提供するとともに、文化芸術団体等によるワークショップ、児童・生徒との共演を図るなど、より身近に芸術に触れる機会を提供します。

○**実施会場**：原則として、実施校の体育館（複数の学校による合同開催の場合は文化施設または合同開催校での実施も可）

○**実施対象**：児童・生徒、教職員及び保護者等

### ○文化芸術団体によるワークショップ

公演や児童・生徒との共演をより効果的なものとするために、文化芸術団体のメンバーが事前に実施校に赴き、児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導を行います（メディア芸術における実施時期についてはメインプログラムの前後を問いません）。

ワークショップは、各文化芸術団体の特色が出るように工夫されたものにするるとともに、学校側のニーズも踏まえたものにします。

### ○優れた実演芸術の公演、メディア芸術におけるメインプログラムの実施

優れた実績を有する文化芸術団体を学校に派遣して実演芸術の公演またはメディア芸術の体験型プログラムを実施します。

なお、実施に当たっては、児童・生徒に公演を鑑賞させるだけでなく、文化芸術団体との共演などにより児童・生徒が参加できるよう工夫されたものにします。

本事業は、教育活動の一環として行われるものであることから、芸術性に富むものであることはもちろん、児童・生徒が興味をもって鑑賞できるものであることや、教育的効果が高いものであることが求められます。

また、限られた予算の範囲内でより多くの子供たちに優れた実演芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適正な価格で実施するものとします。このため、採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。

# 事業概要

## 【文化芸術団体の採択区分】

採択区分には、事業を単年度で実施する採択枠の「A区分」と、複数年度（3年）にわたって実施する採択枠の「B区分」があります。また令和元年度より新たに離島・へき地等及び小規模校等を対象とし、効率的な実施を目的とした「C区分」を設置しています。

- (1) **A区分**：単年度採択とし、実演芸術についてはワークショップの実施後、メディア芸術についてはワークショップ実施前か実施後のいずれかに公演またはメインプログラムを実施していただきます。なお、実施期間は原則令和5年6月から令和6年1月までとします。
- (2) **B区分**：複数年度（3年）採択とし、ワークショップの実施後に公演を実施していただきます。公演実施期間は原則毎年度6月から翌年1月までとし、3年間一定の地域で同一の企画を実施していただくほか、次の①から⑧の業務を行っていただきます。
- ① 一定の地域内の全ての都道府県、政令指定都市の教育委員会を訪問し、本事業について広報すること。
  - ② 実施校所在地の市区町村教育委員会に対し本事業について広報すること。
  - ③ 年1回以上、一定の地域内の都道府県、政令指定都市が主催する校長会等で本事業について広報すること。
  - ④ ①～③についてより効率的な広報先や方法を提案する場合は、調査計画を提案し、事前に文化庁事務委託先の承認を得ること。なお、広報に係る経費は原則として対応者2名の旅費のみ支給します。別途、広報宣伝に係る費用や役務費を支給するものではありません。
  - ⑤ 合同開催希望校の紹介など、鑑賞人数拡大へ向けての情報共有を行うこと。なお、合同開催については、保育園、幼稚園等への広報や受け入れについても積極的に行うこと。
  - ⑥ 他の実施団体からの視察希望に応じること。
  - ⑦ 事業説明会等における実施上の工夫や成功事例の発表など、本事業の向上に資する文化庁の取組に協力すること。
  - ⑧ 事業終了後、①～⑦についての報告書を作成して文化庁に提出すること。
- ※ B区分団体の対応事項は今後変更となる場合があります。
- (3) **C区分**：単年度採択とし、実演芸術についてはワークショップの実施後、メディア芸術についてはワークショップ実施前か実施後のいずれかに公演またはメインプログラムを実施していただきます。なお、実施可能期間は原則令和5年6月から令和6年1月までとします。企画の仕様は次の範囲内としてください。
- ① 実演芸術の公演にあたっては、舞台美術の設置範囲について、フロアを使用する場合は100㎡（10m×10m程度）以内、体育館内の舞台上を使用する場合は奥行4m×間口8m以内で対応可能な規格とすること。
  - ② A区分、B区分に応募する企画の規模を単に縮小するのではなく、離島やへき地等、各地域の状況や小規模校等の実態に応じて、柔軟に対応できるプログラムとすること。

# 事業概要

## 【不正行為に係る処分】

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等、不正行為を行った場合には、採択の取り消し、委託経費の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）に基づき、文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日  
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

### 記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

加えて、平成23年度には、文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても、この「まとめ」に従い、適正に管理する必要があります。

「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」HPアドレス

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24\\_hojokin\\_fusei\\_matome.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf)

# 応募要領

## 1. 対象分野種目等について

① 種目は、次の通りです。

なお、実演芸術の種目において、少人数編成（例 オーケストラ等であれば、室内楽やジャズ等のアンサンブル、演劇であれば2人芝居等）の公演も対象とします。

分野		種目
実演芸術	音楽	合唱、オーケストラ等、音楽劇
	演劇	児童劇、演劇、ミュージカル
	舞踊	バレエ、現代舞踊
	伝統芸能	歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸
メディア芸術	メディア芸術	映像、メディアアート等

② 公演実績のある演目であり、かつ、児童・生徒の鑑賞にふさわしい内容のものとします。（初演不可）

③ 児童・生徒が共演、参加又は体験できる形態を有するものとします。

## 2. 応募企画数について

区分	申請上限数
A区分	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1団体当たり2企画まで（伝統芸能分野については3企画まで）応募可とします。</li><li>● 採択は原則として1団体当たり1企画としますが、審査の結果、高い評価が得られた場合には、2企画（伝統芸能分野については3企画まで）を採択する場合があります。この場合、別々の地域での実施をお願いすることがあります。</li></ul>
B区分	<ul style="list-style-type: none"><li>● <u>1団体当たり1企画とします。</u></li><li>● <u>令和5年度は4企画程度を採択する予定です。</u></li></ul>
C区分	<ul style="list-style-type: none"><li>● 分野にかかわらず1団体当たり3企画まで応募可とします。</li><li>● 採択は原則として1団体当たり1企画としますが、審査の結果、高い評価が得られた場合には、2企画を採択する場合があります。この場合、別々の地域での実施をお願いすることがあります。</li></ul>

## 3. 併願について

※ B区分は単願できません。（B区分に申請する場合、同時にA区分も併願とみなします。）よって、B区分に採択されなかった場合も、A区分では採択される場合があります。

※ A区分またはB区分(AB区分併願)に申請する企画（同一企画）をC区分に申請することはできません。

※ B区分に申請する企画については、様式No.1～4、7に加え様式No.5を作成してください。

※ C区分に申請する企画については、様式No.1～4、7に加え様式No.6を作成してください。



# 応募要領

## 4. 募集対象団体について

我が国の文化芸術団体で、その文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり、次の①～④のいずれかに該当する団体であること。

- ①一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
- ②特定非営利活動法人
- ③上記①②以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体
- ④法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
  - ア. 主たる構成員が芸術家又は文化芸術団体であること。
  - イ. 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
  - ウ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
  - エ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
  - オ. 財務諸表を作成していること。
  - カ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

そのほか、相当の公演実績を有することが必要です。

## 5. ワークショップについて

① 全ての分野においてワークショップを行ってください。ワークショップの実施時期は、令和5年5月以降に行うものとします。実演芸術については原則事前、メディア芸術については事前事後を問いません。

② ワークショップの上限回数は、実演芸術については原則1校につき1回（概ね2時限分程度（80分～100分））まで、メディア芸術については原則1校につき2回（1回あたり概ね1時限（40分～50分）×2回分）合計2時限分程度、または2時限分を通して行う場合1回（80分～100分×1回）までとします。なお、C区分については、ワークショップと本公演またはメインプログラムを同日内（午前と午後等）に実施する企画についても推奨します。この場合、全体を通しての実施時間は6時間以内となるよう調整してください。

（ワークショップ内容の例）

実演芸術：鑑賞指導、実技指導、共演の練習等

メディア芸術：メインプログラム実施にあたってのオリエンテーション、メインプログラム終了後のディスカッション、成果発表等

③ 公演及びメインプログラムの実施に当たっての事前打ち合わせ及び会場下見はメディア芸術分野においてメインプログラム後にワークショップを行う場合を除き、原則としてワークショップ時に行ってください。（旅費の支給対象は原則2名までとします。）

④ 指導体制は、指導者、補助者及びスタッフを含め6名以内とします。なお、近年、メンバーの入れ替えが多く発生している例が生じています。本公演及びメインプログラム同様にできる限り効率的かつ経済的に巡回できるよう、予め人員計画を立てる等工夫してください。また、ワークショップの実施時期も想定し、本公演及びワークショップの実施可能時期を設定してください。

# 応募要領

## 6. 公演について

- ① 原則として6月から翌年1月までに実施していただきます。
- ② 実施会場は、原則として実施校の体育館とします。なお、体育館での公演が著しく困難な場合や、複数の学校による合同開催の場合は、文化施設での公演実施も可としますが、文化施設の会場費等は共催者の負担となりますので、学校の公演希望が少なくなる場合があります。
- ③ 公演数は各学校からの希望状況によって決まります。なお、実施を希望する学校がない場合は、公演は振り分けられませんのであらかじめ御了承願います。
- ④ 巡回公演を効率的に実施するため、公演及びメインプログラム日程は、できるだけ複数の連続した日程での実施をお願いすることになります。「実施可能時期」は、採択決定後に確認し、これを基に実施希望校を募集しますので、原則として、学校募集開始後に「実施可能時期」を変更することはできません。なお、効率的な巡回行程を優先するため、連続した日程を実施可能時期として御提示いただけない場合には、割り当て回数が少なくなります。
- ⑤ 実演芸術の標準的な公演時間は、午後、概ね2時限分程度（80分～100分）であり、仕込みの標準的な時間帯は午前中を想定してください。また、メディア芸術のメインプログラムは概ね2時限分(80分～100分)以内を目安としてください。実施に当たり長時間を要する場合、学校側が実施時間を確保することが困難となり、応募ができない状況が生じる可能性があります。実施時間については十分に検討してください。
- ⑥ 実施に際しては、教育的配慮により、表現等の一部について変更をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ⑦ 著作権等に関する権利者の許諾が必要な場合は各団体で所定の手続きを行ってください。
- ⑧ 実施体制は出演者(メディア芸術の場合は指導者)、スタッフとし、連続した公演日程(クール)においてはメンバーの入れ替えが生じないよう工夫してください。
- ⑨ 指定の仕様に基づくプログラムを作成し、各実施校へ配布していただきます。WS等の教材とは別に、すべての団体で作成が必要です。

## 7. B区分団体のみが行う業務について

B区分団体は、複数年度（3年）採択とし、毎年度、原則として6月から翌年1月までの間で、3年間一定の地域で同一の企画を実施していただくほか、次の①から⑧の業務を行っていただきます。

- ① 一定の地域内の全ての都道府県、政令指定都市の教育委員会を訪問し、本事業について広報すること。
- ② 実施校の所在地の市区町村教育委員会に対して本事業について広報すること。
- ③ 年1回以上、一定の地域内の都道府県、政令指定都市が主催する校長会等で本事業について広報すること。



# 応募要領

- ④ ①～③についてより効率的な広報先や方法を提案する場合は、調査計画を提案し、事前に文化庁事務委託先の承認を得ること。なお、広報に係る経費は原則として対応者2名の旅費のみ支給します。別途、広報宣伝に係る費用や役務費を支給するものではありません。
  - ⑤ 合同開催希望校の紹介など、鑑賞人数拡大へ向けての情報共有を行うこと。なお、合同開催については、保育園、幼稚園等への広報や受け入れについても積極的に行うこと。
  - ⑥ 他の実施団体からの視察希望に応じること。
  - ⑦ 事業説明会等における実施上の工夫や成功事例の発表など、本事業の向上に資する文化庁の取組に協力すること。
  - ⑧ 事業終了後、①～⑦についての報告書を作成して文化庁に提出すること。
- ※ ①～②は、実施団体が教育委員会と日程調整等した上で行ってください。
- ※ 当該年度実施終了後は、業務報告書等により文化庁で団体の評価を行います。評価の結果によっては複数年度採択の取消しを行う場合がありますので御留意ください。

## 8. C区分申請企画に求める工夫

離島・へき地等及び小規模校等を対象とした、効率的な実施を目的としてC区分を募集します。したがって、荷物の運搬や移動、荷物の搬出入、体育館の広さ等において、条件的な不利を抱える地域の課題解決につながる取り組みであり、装備としてコンパクトであっても通常規模の公演と同様に質の高い公演を届けられる取り組みを求めます。

(廉価な企画を求めるということではありません。)

### 【要件】

- ① C区分については、ワークショップと本公演またはメインプログラムを同日内(午前と午後等)に実施する企画についても推奨します。この場合、全体を通しての実施時間は6時間以内となるよう調整してください。
- ② 実演芸術の公演にあたっては、舞台美術の設置範囲について、フロアを使用する場合は100㎡(10m×10m程度)以内、体育館内の舞台上を使用する場合は奥行4m×間口8m以内で対応可能な規格としてください。

### 【その他、工夫の一例】

- 舞台装置や演出等を工夫し、運搬の規模を最小限とする工夫
- 少人数編成で対応ができる作品の選定 等

## 9. 事業終了時の提出書類

- ① 各種実施完了報告書、経費精算報告書
- ② 各支出項目に対しての領収書（写）等

※ 提出期限の目安：公演終了後30日以内（厳守）又は令和6年2月29日いずれか早い日

## 10. 委託金の支払について

本事業は委託事業となります。委託金の支払に当たっては、ワークショップ及び全ての公演（メインプログラム）終了後に、精算報告書等を御提出いただきます。これらの書類の確認終了後に、請求書を御提出いただき、委託金をお支払いします。委託金は国費（税金）ですので、各種請求書及び銀行振込の写し等支払が証明できるものが必要です。

また、当該事業の限られた予算の範囲内でお支払いしますので、契約（派遣費を含む見積書提出）段階から経費については精査し、予算上の上限金額の範囲内で確定させていただきます。なお、最終委託金額は本事業の規定に沿って決定しますので、各団体の規定に沿えない場合があります。

支払に関する手続きについては、「令和4年度文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－実施の手引き(制作団体用)」等を参考資料として御覧ください。

掲出先URL：<https://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/index.html>

## 11. 完了検査等

- ① 事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
- ② 本事業は会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
- ③ 上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既にお支払いした委託金を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

# 申請方法及び審査について

## 1. 申請時の提出書類

申請時に提出が必要な書類は次のとおりです。

	提出書類	提出	提出方法		
①	令和5年度「文化芸術による子供育成推進事業」出演希望調書：1部	必須	データ送信 (Excel及びPDF)		
	申請区分			提出が必要な様式	
				実演芸術分野	メディア芸術分野
	A区分			・No.1～4、7	・No.1～4、7
	A区分B区分併願	・No.1～4、5、7			
	C区分	・No.1～4、6、7	・No.1～4、6、7		
②	出演(メインプログラム参加者)予定のメンバー表等 様式No.2「出演者」記載欄内におさまる場合は不要	任意	データ送信 (PDF)		
③	公演演目の動画資料 WEB上に公開している資料がある場合は、URLを様式No.1「参考資料の有無」欄に記載のこと。  ※WEB上に公開している動画を閲覧する際に、パスワードを設定している場合はパスワードもお知らせください。	任意	任意のWEBサイト等にアップロードの上、「様式No.1」内の指定箇所へURLを記載のこと		
④	団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約：1部	必須	データ送信		
⑤	直近の財務諸表：1部	必須	データ送信		

(注1) ①のNo.1～3のシート及び②は、学校が応募する際の参考資料として公開しますので、学校側に於いても、分かりやすい表現としてください。

(注2) ⑤は、貸借対照表、損益計算書(又はこれらに類する書類)の写しを提出してください。

(注3) 出演希望調書①～②のデータは、閲覧及び操作時の表示ずれ等を防ぐため、できる限りPDFデータについても添付いただけますようお願いいたします。  
(可能であれば、①～②は一連のデータとなっていることが望ましい)

(注4) 同一制作団体が複数の企画を応募する場合、④、⑤はいずれかの企画のみの添付とさせていただきます。メール本文にどの企画に添付したのかを必ず明記してください。

(注5) 郵送では受け付けません。

# 申請方法及び審査について

## 2. 提出期限及び提出先

データの送信先：文化芸術による子供育成推進事業事務局 - 巡回公演事業-係

**Email: [j5-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp](mailto:j5-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp)**

提出期限：**令和4年10月7日（金）23時59分 受信必着**

### 【メール送信時指定記載事項】

メール件名	【R5_巡回_申請】_制作団体名
メール本文	下記の通り、令和5年度文化芸術による子供育成推進事業-巡回公演事業-に申請いたします。 ★制作団体名： ★区分： ★種目： ★企画名： 総申請数： 添付データ名：【R5_巡回_申請】_申請団体名 （複数回に分けて送付する場合）：●通目/総メール数 連絡先：

※ 様式データ内に、メール件名、本文転記用のシートを設定しています。このシートから必要事項を転記くださるようお願いいたします。

※ 1企画の申請にあたり、添付データの容量等によりメールが複数通に分かれる場合は、メール本文にその旨を必ず記載してください。

※ データアップロードサービス等を利用してデータを提出する場合は、ダウンロード可能期間を14日以上に設定してください。

※ メール送信後3営業日以内に事務局より返信がない場合は電話にて御連絡ください。

## 3. 各区分の併願申請について

申請区分毎の申請上限数は次のとおりです。

分野	種目	A区分	B区分	C区分
実演芸術	音楽	2企画まで ※うち1企画をB区分に併願することができます。	1企画まで	3企画まで
	演劇			
	舞踊	児童劇、演劇、ミュージカル		
伝統芸能	バレエ、現代舞踊	3企画まで ※うち1企画をB区分に併願することができます。		
メディア芸術	映像、メディアアート等	2企画まで		

# 申請方法及び審査について

## 4. 申請に当たっての留意事項

- ① 令和4年度まで「実施に当たっての会場条件」を記載いただいておりますが、令和5年度は、「実施に当たっての会場条件」は、採択決定後に「実施条件確認書」等にて確認することとします。ただし、「様式No. 2 出演希望調書」内「公演に係るビジュアルイメージ」へ添付する「舞台の様子が分かる写真」については、できる限り舞台の設置規模や体育館での設置イメージが分かる写真を1枚以上含めていただけるようお願いいたします(簡易図面等でも結構です)。
  - ② 提案した公演(メインプログラム)及びワークショップの内容は、採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に変更する事はできません。
  - ③ 特別支援学校における公演(メインプログラム)及びワークショップの実績等があれば記載してください。
  - ④ 「費用明細No. 7」については、見積金額として参考にしますので、詳細に記入してください。また、事業費は採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に増額する事はできません。限られた予算の範囲内で、より多くの子供たちに優れた芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適正な価格での見積金額としてください。なお、採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。
  - ⑤ 委託業務は、「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当するため、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、課税事業者、簡易課税事業者に該当する場合は、委託業務経費の積算において、文化庁規定単価に基づき支払う経費を除くすべての経費について消費税込の金額を記載してください。
  - ⑥ 実施可能時期は、採択決定後に再度確認します。原則として、採否決定後に、申請時に提示した実施可能日数を著しく減らすことは認められません。
  - ⑦ 出演希望調書内の項目は簡潔に記載してください。どうしても出演希望調書内に収まらない内容がある場合、文書内に必ず「別添〇〇」等とし、別添があることを示してください。また、別添資料内にも同一の資料名を付記し、どの部分の別添であるのかを明確に示してください。(例年データ名のみ別添と記載されていたり、別添の係属箇所が不明な資料が添付されている事例が見受けられます。)
- ※ 新型コロナウイルス感染症感染予防対策については、実施決定後に令和5年4月以降の状況及び令和5年度予算等を勘案し、文化庁(事務局)、実施団体、実施校間において必要事項を調整の上で検討予定です。希望調書は、通常時の公演規模を想定して記入してください。また、採択となった場合、経費の要否や理由を別途お伺いして計上の可否を判断しますので、本調書への記載は不要です。
- ※ 「費用明細No. 7」については、出演費～ワークショップ指導料の項目へは、10校の実施を行う場合に、その10校すべてについて必ず発生する経費を御記入ください。実施校の状況等によって発生する可能性がある経費や、その他経費の計上の可否については、見積時等に判断します。採択された場合にすべて認められているという事ではありませんので、御了承ください。



# 申請方法及び審査について

## 5. 審査について

① 審査は次の種目ごとに行います。

【音楽】 合唱、オーケストラ等、音楽劇

【演劇】 児童劇、演劇、ミュージカル

【舞踊】 バレエ、現代舞踊

【伝統芸能】 歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸

【メディア芸術】 映像、メディアアート等

② 審査事項

出演希望調書の内容や実績を総合的に評価して芸術団体を決定しますが、特に以下の点は重要となります。

- 事務処理体制が整っているか。
- 高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容の公演(メインプログラム)であるか。
- 高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容のワークショップであるか。
- 内容に即した適正な水準の事業費であるか。(内容に比して安価な企画を高く評価します)

## 6. 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、申請のあった団体に対し、令和4年11月下旬頃までを目途にお知らせします。応募団体から電話による問い合わせがありますが、電話による問い合わせには応じないこととしております。

## 7. 本件問い合わせ先

文化芸術による子供育成推進事業事務局-巡回公演事業-係

TEL：0570-064-203（平日 10：00～17：00）プッシュ「1」

E mail：j5-kodomogeijutsu@gp.knt.co.jp

事業専用ウェブサイトURL：<http://www.kodomogeijutsu.go.jp>

※電話でのお問い合わせが一時的に集中する可能性がありますので、メールでのお問合せに御協力ください。

# 応募(実施)に関する注意事項

## 応募及び実施に関する留意事項

1. この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
2. 巡回公演事業の実施にあたり、「実施の手引き」（制作団体用）に基づき、4月以降、各種諸手続きを進めていただきます。  
実施計画書、見積関連様式、精算関連様式等の作成・提出や公演プログラムの校正を求めますので、提出期限は必ず守ってください。
  - ・公演完了報告書の提出 公演終了後30日以内（厳守）又は令和6年2月29日（木）いずれか早い日
  - ・決算報告書および関連書類の提出 公演終了後30日以内（厳守）又は令和6年2月29日（木）いずれか早い日
3. 経理に関する注意事項
  - (1) 公演費  
出演希望調書に計上された公演費用については、採択後、調整いただくことがあります。  
※ 採択時にすべての費用の計上が認められたということではありません。
  - (2) 旅費  
採択の決定後に、一定の地域を割り当てます（巡回地域を指定することはできません）。  
実施校の確定後に、旅程及び旅費についての見積書を提出していただきます。
    - ①原則として公共交通機関を利用していただきます。
    - ②移動経路は、公演実施に必要な日程に基づき、最も効率的かつ経済的なルートを選択してください。移動公共交通機関以外の移動方法を選択する場合は、見積書の精査時に理由をお伺いしますので、他の移動方法との比較検討結果をお知らせください。
    - ③本事業以外の公演からの移動について、交通費の対象は、通常の行程をとった場の金額を超えない範囲を対象とします。また、実施後に本事業以外の公演へ移動する場合、公演終了後に発生する旅費は原則対象となりません。

## 【参考資料】採択後のスケジュール

実施団体の募集	令和4年8月下旬～10月7日
審査・採択	令和4年10月中旬～12月下旬
開催校募集	令和4年1月上旬～2月下旬
実施にあたっての事前調査等	令和5年3月上旬～4月中旬
契約手続き	令和5年4月下旬以降
ワークショップ開始	令和5年5月以降
巡回公演開始	令和5年6月以降

※スケジュールはあくまで予定であり、変更となる場合があります。

# 【MEMO】

## 出演希望調書（記入例）

A区分、B区分、C区分共通

A区分・B区分・C区分共通  
No.1(実演芸術・メディア芸術 共通)

令和5度「文化芸術による子供育成推進事業 出演希望調書(実演芸術・メディア芸術 共通)」

分野、種目(該当する分野、種目を選択してください。)

分野	伝統芸能	種目	歌舞伎・能楽
----	------	----	--------

申請区分(申請する区分を選択してください。)

申請区分	C区分
------	-----

応募する区分により提出が必要な様式が異なります。また、実演芸術とメディア芸術では一部項目が異なる様式があります。9ページを御参照ください。

複数申請の状況(該当するものを選択してください。) ※B区分継続団体については、申請企画数から除く

複数申請の有無	有	申請総企画数	2企画
---------	---	--------	-----

併願や複数企画の応募については10ページを御参照ください。

複数の企画が採択された場合の実施体制(該当するものを選択してください。)

※複数申請の有無で【無】を選択された場合は、未記入で構いません。(グレーアウトされます。)

複数の企画が採択された場合の実施体制	採択された企画の内いずれかの企画のみ対応可能
--------------------	------------------------

芸術文化団体の概要

ふりがな 制作団体名	こうえきざいだんほうじん まるまるかい 公益財団法人 ○○会	団体ウェブサイトURL	https://www.***marumaru.com/
代表者職・氏名	○山 ○一郎		
制作団体所在地	〒 ****-**** ○○県○○市○○1-2-3		
電話番号	****-**-****		
ふりがな 公演団体名	まるまるかい ○○会	団体ウェブサイトURL	
代表者職・氏名	○山 ○一郎		
公演団体所在地	〒 制作団体に同じ 制作団体に同じ		
制作団体 設立年月	昭和20年 1月		
制作団体組織	役員	団体構成員及び加入条件等	
	会長 ○○○○ 専務理事 ○○○○ 常務理事 ○○○○	役員10名 監査役2名 事務局員4名 正会員(所属能楽師)30名 賛助会員60名	
事務体制 (専任担当の有無)	他の事業と兼任の事務 担当者を置く	本事業担当者名	△川 △子
経理処理等の 監査担当の有無	有	経理責任者名	△海 △太



A区分、B区分、C区分共通

(出演希望調書No.1 続き)

<p>制作団体沿革</p>	<p>【公益財団法人 ○○会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和20年1月 ○山○介を中心に○○会を発足。 以降、○○地域の能楽の普及活動を行う</li> <li>・○○連盟に加盟</li> <li>・昭和35年定期公演開始</li> <li>・○○寺 千年祭にて○○公演</li> <li>・平成10年 ○○シンポジウム関連企画により世界6都市で○○を公演</li> <li>・平成10年 1月 NPO法人格を取得 NPO法人○○会に名称変更</li> <li>・平成11年 ○○Foundation ○○支援プログラムに選出(5年間継続)</li> <li>⋮</li> <li>・令和元年 法人格変更 公益財団法人○○会</li> </ul>			
<p>学校等における 公演実績</p>	<p>※文化庁(現: 子供育成推進事業、子供のための文化芸術体験創出事業、支援事業、再興事業)以外での公演実績を記入してください。)</p> <p>昭和○年より学校公演実績あり 累計 約400公演</p> <p>(直近)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○○年度 「演目」 全国12か所 (自主公演)</li> <li>○○年度 「演目」 ○県内4公演 (伝統芸能普及○○事業)</li> <li>○○年度 「演目」 全国12か所 (自主公演)「□□」演目 ○公演</li> <li>○○年度 「演目」 ○県内8公演 (伝統芸能普及○○事業)</li> </ul>			
<p>特別支援学校等 における公演実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和○年より○○県内の支援学校(○○支援学校、○○支援学校)と隔年の交流教室を行ってきました。</li> <li>本取り組みは、3日間のワークショップ形式で行い……</li> <li>・平成○年度より、○○豊学校での公演をきっかけに……</li> <li>・○○年 「演目」 ○○支援学校</li> <li>・○○年 「演目」 ○○スクール</li> <li>・○○年 「演目」 ○○養護学校</li> </ul>			
<p>参考資料の有無</p>	<p>申請する演目のWEB公開資料</p>	<p>有</p>		
	<p>※公開資料有の場合URL</p>	<p><a href="https://www.*****.****.html">https://www.*****.****.html</a></p>		
	<p>※閲覧に権限が必要な場合のIDおよびパスワード</p>	<p>ID:</p>	<p>なし</p>	
		<p>PW:</p>	<p>なし</p>	

A区分、B区分、C区分共通

A区分・B区分・C区分共通  
No.2(実演芸術)

公演・ワークショップの内容

【公演団体名 ○○会 】

対象	小学生(低学年)	○	
	小学生(中学年)	○	
	小学生(高学年)	○	
	中学生	○	
企画名	こんにちは「能楽」～伝統芸能ってカッコいい！～		
本公演演目 原作/作曲 脚本 演出/振付	狂言「○○」 半能「○○」 【プログラム構成】 1.挨拶 2.ワークショップ復習 3.狂言「○○」上演(休憩) 4.半能「○○」鑑賞ガイド(登場人物やあらすじ等を紹介) 5.半能「○○」鑑賞 6.感想発表・質問コーナー ※団体の移動スケジュール、学校の双方の時間の都合が着けば、クラスごとに近くで衣装や舞台を鑑賞する時間を設けます。 公演時間 90 分		
著作権、上演権利等の許諾状況	各種上演権、使用権等の許諾手続きの要否	該当あり	該当コンテンツ名 鑑賞ガイド時に使用するスライドのイラスト、解説
	該当事項がある場合	権利者名 イラスト：○○ 解説：○○ ○○	許諾確認状況 使用(上演)許諾取済
演目概要	■狂言「○○」は～ ■能楽「○○」は～ 初演又は実績のないプログラムについては応募できません。		
演目選択理由	■狂言「○○」 *****～ ■能楽「○○」 *****～ 作品をどのようにとらえ、この作品をとおして子供たちへ伝えたいことは何か、演目を選択した理由を記入してください。		
児童・生徒の共演、参加又は体験の形態	ワークショップの振り返りの部分で、代表の児童、生徒が能楽師とともに舞台上がり、謡と仕舞の発表をしていただきます。これに合わせて、全生徒もフロアで同様にワークショップで体験したこと振り返りをします。 * 参加・共演形態については、より具体的に、児童生徒と公演への参加、公演時でのワークショップなど、出演者との関わりのほか、実施分野により様々な形態がありますので、工夫されている点を記載してください。		
出演者	■シテ方 ○○ ○○、△△ △△、*****、*****、～ 内シテ・ツレ 2名、地謡 4名、後見 2名) 計8名 ○ワキ方 *****、*****、～他当会所属メンバーより 計 3名 ○狂言方 *****、*****、～他○○協会所属員より 計 3名 ○囃子方 *****、*****、～ 計 4名 ※印のメンバーは重要無形文化財総合指定保持者 主たる出演者については氏名を記載してください。メンバー表を別添する場合は、欄内に別添があることを明記の上、別添資料にも必ず「No.2別紙メンバー表」と記載してください。		
本公演従事予定者数(1公演あたり) ※ドライバー等訪問する業者人数含む	出演者: 18 名 スタッフ: 4 名 合計: 22 名	運搬	積載量: 1 t 車長: 4.7 m 台数: 1 台

出演者の人数と従事予定人数ならびに費用明細の整合性が取れているか、提出前に今一度御確認ください。

A区分、B区分、C区分共通

(出演希望調書No.2 続き)

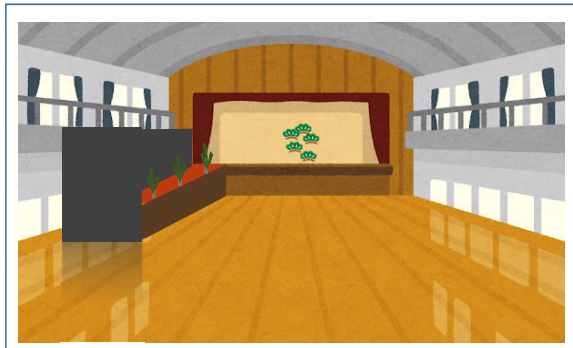
本公演 会場設営の所要時間 (タイムスケジュールの目安)	前日仕込み	無	前日仕込み所要時間		時間程度	
	到着	仕込み	上演	内休憩	撤去	退出
	8時	8時~10時	10時30分~12時	15分	12時~13時	13時30分
※本公演時間の目安は、午後、概ね2時間分程度です。						
本公演 実施可能日数目安  ※実施可能時期については、採択決定後に確認します。(大幅な変更は認められません)	6月	7月	8月	9月	10月	
	0日	10日	0日	15日	5日	
	11月	12月	1月	計	45日	
	5日	10日	0日			
※平日の実施可能日数目安をご記載ください。						
児童・生徒の 参加可能人数	本公演		共演人数目安	15名(舞台上で仕舞の発表をする生徒)		
			鑑賞人数目安	500名		

公演に係るビジュアルイメージ  
(舞台の規模や演出やがわかる写真)

※採択決定後、採択団体へ図面等詳細の提出をお願いします。



(図1) 体育館フロアに舞台を設置した状態。  
体育館が狭い場合は、体育館を横方向に設置する場合があります。  
舞台設置に必要な面積 約〇m~×〇m



(図2) 体育館舞台上を使用する場合。  
フロア専有面積 約〇m~×〇m



(図3) 「〇〇」上演の様子

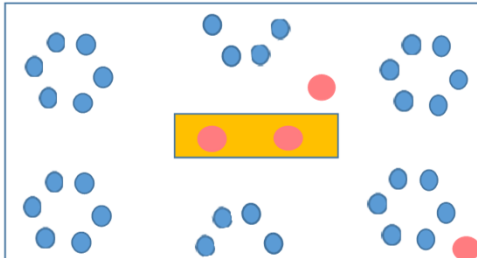
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

A区分、B区分、C区分共通

A区分・B区分・C区分共通

No.3(実演芸術)

【公演団体名 ○○会 】

<p>児童・生徒の参加可能人数</p>	<p>ワークショップ</p>	<p>参加人数目安</p>	<p>500名</p>
<p>ワークショップ実施形態及び内容</p>	<p>標準:90分</p> <p>①能楽「○○」の衣装で登場&lt;5分&gt; ・体育館に集まった子供たちの前に「○○」の衣装をきたシテ方が登場します。パネル裏で囃子方が○○の演奏をします。(登場のシーンのみ再現します) ※子供たちはできる限り図4のように座っていただきます。(スペースの課題もあるので、学校側と相談します)子供たちの中心にはあらかじめ用意された、パネル・付箋・マジックが置いてあります。</p> <p>②登場シーン(5分程度)が終わると、司会者(WS進行役)に交代します。&lt;②～③を30分&gt; 司会者が今見た(聞いた)シーンについてクイズを出していきます。子供たちはグループで話し合っって自由に答えを発想します。[別紙1:クイズの一例および進行台本抜粋]</p> <p>③再び「シテ方」や「囃子方」のメンバーが登場し、実演を交えて答え合わせや解説をしていきます。 ※いくつかのグループの発表を交えながら進行していきます。</p> <p>④答えが分かったところで少し先のシーンを少しだけ上演します。(5分) ※上演し終わったところで、シーンの解説や、クイズ形式で学習したことの振り返りをします。(休憩)</p> <p>⑤狂言○○上演&lt;5分&gt; ⑥再び司会者が登場し、先ほどの能楽と似ているところ・違いについて子供たちへ問いかけていきます。 ⑦子供たちへの問いかけを交えながら少しずつ能楽・狂言それぞれの特徴や表現の違いを解説していきます。 ⑦体験 狂言○○に出てくる……………</p>		
<p>ワークショップのねらい</p>	<p>子供たちにとって初めて出会う能楽が「難しい」イメージにならないよう、不思議がたくさん詰まった能楽の「ビジュアル」や囃子の「音色」から魅力に迫っていきます。「何か変だけど気になる!」「何か分からないけど格好いい!」といった、子供立ちが抱く「興味」や「関心」を大切にし、能動的な学びの創出を目指します。学習の内容が徐々に、型や伝統といった一層深い学びへと深化していくことで、「知っていく楽しさ」を…………… また、ワークショップで芽生えた能楽への興味をより深い学びにつなげる方法として、能楽学習コンテンツ「能楽百科<a href="http://www.*****">http://www.*****</a>を紹介し……………</p>		
<p>その他ワークショップに関する特記事項等</p>	<p>(図4) ワークショップの形態</p> <p>● 児童生徒 ● 実演者</p>  <p>○○会監修の学習コンテンツ &lt;能楽百科事典○○&gt; <a href="http://***">http://***</a> &lt;能楽堂探検コンテンツ○○&gt; <a href="http://***">http://***</a> ***** ***** &lt;作品紹介コンテンツ○○&gt; <a href="http://***">http://***</a></p>		

A区分、C区分共通

A区分・B区分・C区分共通  
No.2-3(メディア芸術)

公演・ワークショップの内容

【公演団体名 ○○会 】

対象	小学生(低学年)	-	/									
	小学生(中学年)	○										
	小学生(高学年)	○										
	中学生	○										
企画名	○○映画を通して学ぶ映像表現の世界											
プログラム全体の流れ	【プログラムの構成】											
		<table border="1"> <tr><td></td><td>ワークショップ1回 → メインプログラム</td></tr> <tr><td>○</td><td>ワークショップ2回 → メインプログラム</td></tr> <tr><td></td><td>ワークショップ → メインプログラム → ワークショップ</td></tr> <tr><td></td><td>メインプログラム → ワークショップ2回</td></tr> <tr><td></td><td>メインプログラム → ワークショップ1回</td></tr> </table>			ワークショップ1回 → メインプログラム	○	ワークショップ2回 → メインプログラム		ワークショップ → メインプログラム → ワークショップ		メインプログラム → ワークショップ2回	
	ワークショップ1回 → メインプログラム											
○	ワークショップ2回 → メインプログラム											
	ワークショップ → メインプログラム → ワークショップ											
	メインプログラム → ワークショップ2回											
	メインプログラム → ワークショップ1回											
プログラム全体の流れ	【全体の流れ】											
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">実績のないプログラムについては応募できません。</div> <p>【ワークショップ1回目】 ◆オリエンテーション ・講師紹介 ・「○○」「○○」「○○」の○○のシーンを上映 ・メインプログラムへ向けた事前学習 ①体育館でグループワーク 生活の中の同じ場面を切り取ったシーンを見て・・・ 友達の感想、自分の感想をマップ上に・・・ (休憩) ・映画の「材料」を見つけよう 「光・影」「音」「色」「時間」・・・ 音響○○、照明○○、も加わり、どんな事で「画面」や「場面」が校正されているかを・・・ ・担当希望調査</p> <p>【メインワークショップ】 ・グループ発表 ・テーマ発表 ・前回振り返り ・撮影 (休憩) ・体育館に集合し、編集について考える・・・ ・ ・</p> <p>【ワークショップ2回目】鑑賞会(全校生徒・合同開校も参加) ・6作品を試写会 ・各グループの監督と○○監督の・・・</p> <p>※ 詳細別添①:R4実施事例参照</p>											
作品(コンテンツ) 選択理由	■「○○○○」監督:○○○○ この作品は～	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">作品やコンテンツアプリケーションをどのようにとらえ、作品の魅力やメディア芸術の可能性を子どもたちへどのように伝えるのか、作品を選択した理由を記入してください。</div>										
著作権、上演権利等の許諾状況	各種上演権、使用権等の許諾手続きの可否	該当あり	該当コンテンツ名 「○○○○」									
	該当事項がある場合	権利者名 △△△△	許諾確認状況 採択後手続き予定 (本件採択の場合追加申請が必要)									



A区分、C区分共通

(出演希望調書No.2-3 続き)

<p>指導体制</p>	<p>【メイン指導者】〇〇 〇〇 (映画監督)                  【ワークショップ監修】〇〇 〇〇 (〇〇美術館エドゥケーターを経て〇年より〇〇の中心となって活動)                  【撮影監督】〇〇 〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇から各回いずれか1名                  【音響】〇〇〇〇                  【照明】〇〇〇〇                  【子供たちのサポートスタッフ】                  サポートリーダー:〇〇 〇〇                  〇〇 〇〇、〇〇〇〇、〇〇 〇〇〇 〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇                  ※〇〇の関連ワークショップで指導実績があるメンバーの中から各回6名ずつ対応                  【進行スタッフ】〇〇 〇〇</p>					
<p>従事予定者数 (1回あたり) ※ドライバー等 訪問する業者人数 含む</p>	<p>12名</p>	<p>運搬</p>	<p>ハイエース                  積載量: 1 t                  車長: 4.7 m                  台数: 1 台</p>			
<p>児童・生徒の 参加可能人数</p>	<p>メインプログラム</p>	<p>60人 (1グループ10人×6グループまで)</p>				
	<p>ワークショップ</p>	<p>1回目、2回目ともに 500人                  (体育館にスクリーンを設置し、収容できる人数まで※希望があれば教室へも配信可)</p>				
<p>本公演 実施可能日数目安  ※実施可能時期については、採択 決定後に確認します。(大幅な変更 は認められません)</p>	<p>6月</p>	<p>7月</p>	<p>8月</p>	<p>9月</p>	<p>10月</p>	
<p>0日</p>	<p>10日</p>	<p>0日</p>	<p>15日</p>	<p>5日</p>		
<p>11月</p>	<p>12月</p>	<p>1月</p>	<p>計</p>	<p>45日</p>		
<p>5日</p>	<p>10日</p>	<p>0日</p>	<p>※平日の実施可能日数目安をご記載ください。</p>			
<p>実施にあたっての会 場条件および学校 側が必要な準備等  ※採択決定後、採択 団体へ学校側に提示 する条件の確認書の</p>	<p>【ワークショップ】                  1回目: 会場:体育館、視聴覚室等                  スクリーンで映像を鑑賞できる環境                  2回目: 会場:体育館、視聴覚室等                  スクリーンで映像を鑑賞できる環境                  準備物:プロジェクター、スクリーン(あれば)                  一部配信を希望する場合Wi-Fi等の通信環境</p>		<p>【メインプログラム】                  会場:校内                  ※学校や地域の下承が得られる場合学校周辺                  準備物:一部学校の中の備品や設備をそのまま使用しますの                  で、ワークショップ時に……</p>			
<p>当日の所要時間 (タイムスケジュール) の目安</p>	<p>【ワークショップ】                  【1回目】8:00 学校到着                  担当の先生との打ち合わせ                  8:20 ワークショップ開始                  ※全体の流れの①～②                  9:00 休憩                  9:10 WS再開                  ※②～④                  10:50 終了                  【2回目】                  ・                  ・                  ・</p>		<p>【メインプログラム】                  7:45 学校到着                  9:00 各チームの会場に移動                  9:10 メインプログラム開始</p>			
<p>企画のねらい</p>	<p>普段鑑賞している「映画」や「映像」がどのように作られているのかを、自らの体験を通して学ぶことで、この先の作品との出会いや鑑賞をより深い経験にすることを目的とします。また協働による作品づくり(特に編集作業)をとおして、互いの感性に触れ、自らを取り巻く環境においても、多様な視点や表現感性があることへの関心・理解につなげていきたいと思ひます。さらに……</p>					

A区分、C区分共通

(出演希望調書No.2-3 続き)



(図1) プレインストーミングの様子

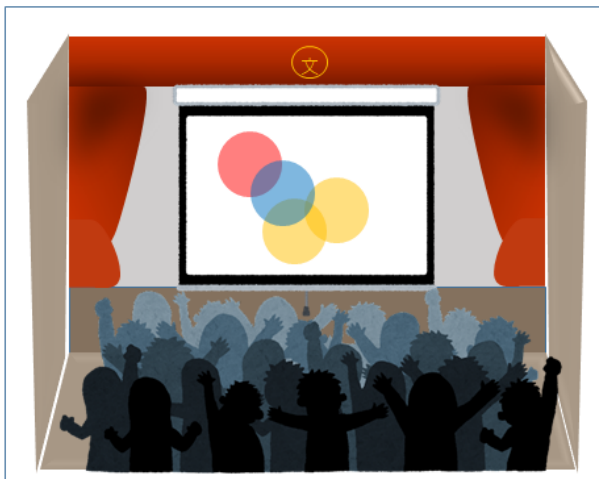


(図2) 子供たちに「編集」の作業を見てもらいながらメディアリテラシーについて考える。

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

企画に係るビジュアルイメージ  
(舞台の規模や演出やがわかる写真)

(図3) 「〇〇」上演の様子



\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

体育館舞台上を使用する場合。  
専有面積 約〇m<sup>2</sup>×〇m

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

※採択決定後、採択団体へ図面等詳細の提出をお願いします。

A区分、B区分、C区分共通

A区分・B区分・C区分共通

No.4(実演芸術・メディア芸術 共通)

本事業への申請理由

【公演団体名

〇〇会

】

<p>本事業に対する 取り組み姿勢、および 効果的かつ円滑に実 施するための工夫</p>	<p>①本事業に対する取り組み姿勢</p> <p>能楽の普及と継承を目的とし、子供たちの視点に立って、能楽との「出会い」を作ります。現代において古典芸能に触れる機会は特別な環境をのぞいてほばないと思います。私たちはこの事業での能楽との出会いを、ほぼ全ての子ども達にとっての、「古典芸能とのファースト・コンタクト」であると受け止め、だからこそ、子供たちの豊かな感受性や素直な感想「なぜ・何・どうして」といった興味、関心に寄り添い、出発点とすることで、古典芸能の世界や能楽をより身近に感じる機会としたいと思っています……</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本事業の趣旨をどのように理解し、巡回公演に取り組もうとしているのか記載してください。</p> </div> <p>②事業を効果的かつ円滑に実施するための工夫</p> <p>〇〇会は19**年より本事業を含めて子供たちへの能楽普及の取り組みを続けています。そのような中で、継続的に行っているのが、本会HP内に設置している能楽学習コンテンツの充実と質問コーナー〇〇の設置です。ワークショップにおいてこれらを紹介することで、ワークショップから本公演、そして本公演を鑑賞した後も、継続的な学びにつながるよう……</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施校の中には、本事業の実施は初めてという学校があります。ワークショップ、公演の開催に向けて、実施校とどのように意思疎通を図り、事業を効果的かつ円滑に実施するのか記載してください。</p> </div>
--	--

B区分に申請する場合のみ必要

B区分のみ  
(No.5実演芸術)

B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制 【公演団体名 ○○会】

<p>B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制</p>	<p>i) B区分に申請する理由</p> <p>○○会はこれまで○年度より継続して○年間本事業に携わってきました。その間○○地域を除き8ブロックを巡回しました。その後、地域と連携した自主公演につながっている地域も複数あり、これまで連携してきた自治体とのつながりを活かした広報を展開することができます。また、自治体や学校が応募や実施に当たって抱えてる課題の解決においても、過去の実績が生かせるのではないかと考えます。また、私たちが、次のステップとして想定しているのは……</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>B区分を申請する団体は、B区分に申請する理由を詳細に記入してください。このスペースに記入しきれない場合は、別紙にて提出してください。（様式任意）なお、別紙を提出する場合は、必ず別紙の右上に「様式No.5. B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制_別紙」と記載してください。別紙指定のない資料については、審査資料に添付しません。</p> </div> <p>ii) 複数年にわたり同じ地域で実施する上での工夫や、公演及びワークショップの質を向上させるための工夫</p> <p>実施校(採択校)へ積極的に合同開催や地域の関係者等の受け入れを呼びかけ、新たな学校(これまで参加したことのない学校)の応募につなげたいと思います。 ※学校側の許可がいただける場合、リモート配信等を行い教育委員会や他の学校の先生にも積極的に事業を鑑賞してもらい、事業を知るきっかけに……</p> <p>iii) B区分団体が行う業務について(「6. B区分の団体のみが行う業務について」参照)の具体的な実施体制</p> <p>広報担当者: 4名(各回2名で別地域を広報予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公演実施可能時期は○月～○月を中心としていますが、ii)に記載した、合同開催や視察の受け入れ、リモート配信についても紹介したいので○月～○月に行う予定です。</li> <li>・同地域を回る各団体とも連携を取り、分野ごとの課題や、解決策、御質問があった場合の連携体制の構築にも努めたいと思います。</li> <li>・都道府県・政令指定都市の教育委員会の訪問において、重点地域等をお伺いし、長期的な広報計画や広報先を設定します。</li> <li>・他団体からの視察も積極的を受け入れ、特に新しく参加する団体の……</li> </ul>
---------------------------------	--

C区分に申請する場合のみ必要

C区分のみ

No.6(実演芸術・メディア芸術 共通)

C区分で事業を実施するに当たっての工夫

【公演団体名

〇〇会

】

C区分で事業を実施するに当たっての工夫

i) 離島・へき地等における公演実績

〇〇年度「△△」演目 ○公演、「□□」演目 ○公演

ii) 離島やへき地等の地理的に特殊な事情がある地域で実施する上での工夫や、小規模な公演であっても公演及びワークショップの質を保つための工夫

【特殊な事情がある地域での実施にあたっての工夫】

・演目〇〇は2人芝居だが、1人が3役を演じ分ける演出は、演劇ならではの魅力を存分に伝えることのできる作品である。舞台装置についても、学校にあるもので対応することができ、最低限の道具で公演が可能なので、様々な移動、道具運搬に対応することができる。

【質を保つための工夫】

・本公演では、照明の持ち込みを行わないが、これまでの実績を踏まえ、自然光(体育館の明るさ)でも美しく見える(見やすい)よう、舞台装置や衣装の監修をしている。

iii) C区分申請における、費用面の工夫

- ・舞台セットに関して、折り畳みパネルやたためる幕等を利用し、舞台セットの質を担保しながら、1台の車両(ハイエース)に収めて移動することで、運搬費用を圧縮する工夫をしている。
- ・各学校の体育館にある設備を有効利用する。
- ・照明機材の持ち込みを行わず、通常の体育館の明るさで鑑賞できるよう工夫している。

C区分を申請する団体は、実施するに当たっての工夫を詳細に記入してください。このスペースに記入しきれない場合は、別紙にて提出してください。(様式任意)なお、別紙を提出する場合は、必ず別紙の右上に「様式No.6. C区分で事業を実施するに当たっての工夫\_別紙」と記載してください。別紙指定のない資料については、審査資料に添付しません。

# 出演希望調書No.7

## 「文化芸術による子供育成推進事業」に係る経費について

### ▼「文化芸術による子供育成推進事業」計上費目一覧

実演芸術分野		メディア芸術分野		
項目	費目	項目	費目	
出演費	出演料 演奏料 オーケストラ演奏料 コンサートマスター料 助演者出演料 解説料	指揮料 ソリスト出演料 合唱料 伴奏料 司会料	メインプログラムに係る 人件費 エドューケーター人件費 講師料 監督料 スタッフ費 プロデューサー料 司会料	指導料 アシスタント料 助監督料 オペレーション費 アシスタントプロデューサー料
文芸費	演出料 脚本料 演出助手料 監修料 舞台監督料(公演日同行無) 舞台監督助手料(公演日同行無) 音響プラン料 著作権使用料 原作使用料 スライド使用料	照明プラン料 衣装プラン料 装置プラン料 台本作成料 舞台美術料 振付料 振付助手料 脚本使用料 原画使用料 ワークショップ教材料	文芸費 企画料 脚本料 原画使用料 原作使用料 プログラム設計料 設計料 デザイン費 システム使用料(実施期間のみ) ソフト使用料(実施期間のみ) 通信環境一時整備費(無線LAN等)	監修料 台本作成料 作品使用料 著作権使用料 プログラミング費 編集料 教材作成費
音楽費	写譜料 楽器借料 作詞料 訳詞料 音楽著作権料	楽譜借料 楽器使用料 作曲料 編曲料 調律料	借損料 美術使用料 映像機材使用費 照明機材使用費 通信機材借料	美術借損費 映像機材借損費 照明機材借損料
舞台費	大道具費 小道具費 人形損料 衣装費 床山費 照明費 効果費 装束損料	履物費 履物損料 かつら費 メイク費 音響費 舞台スタッフ費 舞台監督料(公演日同行有) 舞台監督助手料(公演日同行有)	消耗品費	・ワークショップ、メインプログラムで使用 する資材に限り計上可  ※精算時は購入物品の購入日、品名、 数量、単価、用途等の確認が必要で す。
ワークショップ費	※実施(採択)校1校につき1回分まで計上可 ※主指導者1名、補助者5名/1回あたりまで 計上可 主指導者(講師謝金): 1回 35,650円 補助者(指導・実技・実習謝金): 1時間あたり 5,200円 ※3時間まで		ワークショップ費	※実施(採択)校1校につき2回分まで計上可 ※主指導者1名、補助者5名/1回あたり まで計上可 主指導者(講師謝金): 1回 35,650円 補助者(指導・実技・実習謝金): 1時間あたり 5,200円 ※3時間まで
その他経費	上記の費目に含まれない経費で、費目の特殊性や、応募する企画の趣旨によりやむを得ず生じる経費について記載してください。 計上の可否については、審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。 例)電源車、発電機(必要なA(アンペア)が学校の平均的な電源容量を上回る場合)等			

※指定仕様でのプログラム作成(採択された場合は作成必須)に関するデータ作成費用は、申請時の費用明細へは計上いたただかなくて結構です。指定の仕様内をお願いするものであり、データ作成(デザイン)費用は、1種55,000円以内を想定しています。また、印刷は原則実施校側へお願いすることとなります。これとは別に、ワークショップ等において使用する教材等を作成する場合は、文芸費に計上してください。

### ▼公演費に計上できない経費

- 公演団体における稽古・指導に係る経費
- 新しい製作物・演目を作成するための経費(児童・生徒との共演のために改変する場合を除く)
- リハーサル・練習会場借上費
- 食費(弁当・ケータリング等)
- 共催者負担経費(下記の経費については共催者で負担するようお願いしております。)  
・学校の施設設備の使用にかかる経費:光熱水料、灯油代、暖房機レンタルなど  
・体育館の条件整備にかかる経費(ピアノ移動・調律費など)  
・文化施設を利用する場合の会場借上料
- 事務所維持費(生活雑貨、医薬品、光熱水費等含む)
- 事務局職員給与
- 印紙代
- 振込手数料
- 楽器購入費
- 事務機器・事務用品等の購入・借用費
- 電話代
- ホームページ運用費
- 予備費
- 団体資産となるもの(体温計、サーキュレーター、加湿器等) 等



A区分、B区分、C区分共通

【公演団体名 ○○会】

A区分・B区分・C区分共通  
No.7(実演芸術)

費用明細

項目	費目	単価・単位		【1公演当たりの経費】		【10公演当たりの試算】		回数により増減しない費目	備考
		数量 数値 単位	単価 (税込)	公演 回数 1回	金額	公演 回数 10回	金額		
※1 出演費	シテ方	8 人	55,000	1	440,000	10	4,400,000		※○○出演料規定を適用
	ワキ方	3 人	44,000	1	132,000	10	1,320,000		
	囃子方	1 回	167,200	1	167,200	10	1,672,000		※4名。出演者により単価が異なる
	狂言方	3 人	55,000	1	165,000	10	1,650,000		
	出演費合計				904,200		9,042,000		
文芸費	監修料 ※11	1 式	110,000	1	110,000	1	110,000	○	各校の状況に合わせたアレンジ、解説等の監修を含む(監修:○○○○)
	ワークショップ教材費	1 式	47,400	1	47,400	10	474,000		1セット@158円×1校300個を想定
	スライド(コンテンツ)使用料	1 式	30,000	1	30,000	1	30,000	○	演目解説時(イラスト・写真の使用料を含む)
					0		0		イラスト:△瀬△美
					0		0		写真:○○協会 ※3
文芸費合計				187,400		614,000			
音楽費	音楽著作権使用料	1 回	2,200	1	2,200	10	22,000		曲:○○WSで使用
					0		0		
					0		0		
音楽費合計				2,200		22,000			
舞台費	舞台スタッフ人件費	2 人	33,000	1	66,000	10	660,000		@33,000×1日
	舞台監督人件費	1 人	17,000	1	17,000	10	170,000		@1公演
	制作スタッフ費	1 人	11,000	1	11,000	10	110,000		舞台スタッフ兼任、@1日
	機材レンタル費	1 式	28,000	1	28,000	10	280,000		音響機材、プロジェクター他
	道具使用料	1 式	39,600	1	39,600	10	396,000		○○会
	装束使用料	1 式	88,000	1	88,000	10	880,000		○○会及び所有者個人を含む
	舞台費合計				249,600		2,496,000		※2、4、5、6
出演費～舞台費 合計				1公演	1,343,400	10公演	12,174,000		
ワークショップ 指導料	主指導者	1 人	35,650	1	35,650	10	356,500		
	補助者	5 人	10,400	1	52,000	10	520,000		
					0		0		
ワークショップ 合計				1公演	87,650	10公演	876,500		
総合計				1公演	1,431,050	10公演	13,050,500		

※9、10

項目	費目	数量 数値 単位	単価 (税込)	公演 回数 1回	金額	想定する発生事由
その他 経費	スタッフ人件費	1 人	33,000	1	33,000	体育館が2階など会場条件を満たさない学校におけるスタッフ増員
	この日数を超過して対応をする場合に、上記基本経費以外に別途発生する費用や、学校の条件が満たされない場合に別途生じる費用を記入してください。					
その他経費合計					33,000	

前日仕込み	無
平日に10校を巡回するために見込まれる必要日数	10日

【作成者 △里 ○介】

A区分、B区分、C区分共通

記入に当たっての留意事項

【費用明細全体について】

- ・ 平日に公演することを想定し、1公演当たりの単価と10校を連続で公演する場合の想定費用を記載してください。  
ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。
- ・ 金額欄には税込(税率10%)の金額を記入してください。
- ・ 欄が不足する場合は行を挿入してください。挿入をした場合、正しく計算がされているかを必ず御確認ください。
- ・ 水色の欄には計算式が設定されています。また、緑色の欄はプルダウンに選択肢が設定されていますが、手入力することも可能です。行の挿入や計算式の設定を消去して再計算をする場合、必ず検算してください。例年、積算漏れの事例が見受けられますが、この場合も、採択後に公演費用を引き上げることは認められません。
- ・ 申請時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。
- ・ 基本経費以外に発生する見込みがある経費(注1)については「備考欄」へは記載せず、「その他」の経費欄へ必ず金額を記載してください。  
(注1) 10校を超える公演数の割り当てがあった場合に別途生じる経費や実施校の決定後に会場条件を確認し一部の学校についてのみ必要となる可能性がある経費等。  
例：拘束日、超過料金、電源車、暗幕等会場条件により必要となる道具、人件費

【各費目について】

＜出演費について＞

- ※1 原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。

＜文芸費について＞

- ※2 演出、演出助手、舞台監督、舞台監督助手等の役務費(公演同行)を計上する場合は、舞台費に計上してください。
- ※3 特に各種権利に対して生じる使用料等については、〇〇使用料等と明記の上、備考欄へ対象内容、権利所有者を明記してください。

＜舞台費について＞

- ※4 可能な限り道具費(機材)使用料と人件費を分けて積算してください。
- ※5 移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。ただし、積み下ろし人件費等が舞台スタッフ費や運搬の手配とは別に必ず発生する場合は、役務費の計上漏れがないよう御留意ください。
- ※6 特に単価を一式で計上する経費については、具体的にどんなものが含まれるのか備考欄へ簡潔に書き添えてください。

＜ワークショップ指導料について＞

- ※7 主指導者は1名のみ、補助者は5名分まで経費計上可能です。採択後の増員は原則として認められません。また、支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません。**(※謝金の単価は27ページを御参照ください。税込金額です)**
- ※8 出演希望調書No.3内の「ワークショップ上限人数」を指導するにあたり必要な人数を記載してください。

＜その他経費について＞

- ※9 公演地域の指定はできません。遠方地域の割り当てにより単価の割り増しが生じる場合は、必ず「その他経費」欄へ金額を記入してください。(公演費用は審査の対象となるため、採択後の増額は認められませんので御注意ください。)
- ※10 基本経費(公演費～ワークショップ費)に含まれない経費で、実施校の決定後、状況により必要となる見込みの経費は、必ず「その他経費」欄へ金額を記載してください。計上の可否については審査時、費用の要否については実施校の確定後、見積確認時に判断します。

＜数量の記載について＞

- ※11 公演回数により増減しない費目については、「公演回数により増減しない費目」の欄で「〇」を選択してください。併せて、10公演当たりの試算において「1」と示してください。  
この場合、11回以上公演があった場合も、一定額であるものとみなします。11回目以降に割り増し費用等が生じる場合は、備考欄に基準を明記するか、その他経費に計上してください。

A区分、C区分共通

【公演団体名 ○○会】

A区分・C区分共通  
No.7(メディア芸術)

公演費用明細

項目	費目	単価・単位		【1公演当たりの経費】		【10公演当たりの試算】		回数により増減しない費目	備考
		数量	単価 (税込)	公演回数 1回	金額	公演回数 10回	金額		
※1 メインプログラムの係る人件費	メイン指導者	1	人	11,000	1	11,000	10	110,000	※○○出演料規定を適用
	撮影監督	1	人	66,000	1	66,000	10	660,000	
	音響・照明スタッフ	2	人	30,800	1	61,600	10	616,000	※4名。出演者により単価が異なる
	サポートスタッフ	6	人	22,000	1	132,000	10	1,320,000	アシスタントエデュケーター
	進行スタッフ	1	人	30,800	1	30,800	10	308,000	
出演費合計						301,400		3,014,000	
文芸費	企画監修 ※12	1	式	110,000		110,000	1	110,000	○ 各校の状況に合わせたアレンジ、解説等の監修を含む(監修:○○○○)
	ワークショップ教材費	1	式	24,000	1	24,000	10	240,000	1セット@400円×1校60個を想定
	上映料	1	式	550,000		550,000	1	550,000	○ 作品○○について(上演○箇所まで)
	編集費	6	作品	54,000	1	324,000	10	3,240,000	子供たちの撮影した映像の編集
	※2、3					0		0	
文芸費合計						1,008,000		4,140,000	
借損費	美術借損費	2	週間	108,000	1	216,000	2	432,000	1クール=@108,000/2週間
	照明機材使用料	1	週間	27,000	1	27,000	4	108,000	@13,500/1週間(WS1回目)
	映像機材使用料	1	か月	1,977,800	1	1,977,800	1	1,977,800	WS1回目・メインWS実施時期の1か月間,6setを想定(音響機材含む)
	編集機材借損料	1	クール	150,000	1	150,000	3	450,000	メインWSでの実演用 1クール=10日
音楽費合計						2,370,800		2,967,800	※4、5、6
消耗品費	WS時消耗品	1	set	2,000	1	2,000	10	20,000	模造紙、付箋等
						0		0	※7
						0		0	
						0		0	
						0		0	
舞台費合計						2,000		20,000	
出演費～舞台費 合計				1公演		3,682,200	10公演	10,141,800	

ワークショップ指導料	主指導者	1	人	35,650	1	35,650	10	356,500	
	補助者	5	人	15,600	1	78,000	10	780,000	
	※8、9					0		0	
ワークショップ 合計				1公演		113,650	10公演	1,136,500	

総合計				1公演		3,795,850	10公演	11,278,300	
-----	--	--	--	-----	--	-----------	------	------------	--

※10、11

項目	費目	数量	単価 (税込)	公演回数 1回	金額	想定する発生事由	
その他経費	上映料	1	人	55,000		55,000	実施校数や実施校の人数により規定上限を超えてしまった場合
						0	

この日数を超えて対応をする場合に、上記基本経費以外に別途発生する費用や、学校の条件が満たされない場合に別途生じる費用を記入してください。

前日仕込み						なし
平日に10校を巡回するために見込まれる必要日数						30日

【作成者 △里 ○介】

A区分、C区分共通

記入に当たっての留意事項

【費用明細全体について】

- ・ 平日に公演することを想定し、1公演当たりの単価と10校を連続で公演する場合の想定費用を記載してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。
- ・ 金額欄には税込(税率10%)の金額を記入してください。
- ・ 欄が不足する場合は行を挿入してください。挿入をした場合、正しく計算がされているかを必ず御確認ください。
- ・ 水色の欄には計算式が設定されています。また、緑色の欄はプルダウンに選択肢が設定されていますが、手入力することも可能です。行の挿入や計算式の設定を消去して再計算をする場合、必ず検算してください。例年、積算漏れの事例が見受けられますが、この場合も、採択後に公演費用を引き上げることは認められません。
- ・ 申請時に費目として計上がない経費を、採択後新たに計上することはできません。派遣費(旅費、運搬費)を除き、発生する可能性がある経費については、現時点で見積等が取得できない場合も、過去の実績等から単価を想定し、費用明細に必ず金額を記載してください。
- ・ 基本経費以外に発生する見込みがある経費(注1)については「備考欄」へは記載せず、「その他」の経費欄へ必ず金額を記載してください。

(注1) 10校を超える公演数の割り当てがあった場合に別途生じる経費や実施校の決定後に会場条件を確認し一部の学校についてのみ必要となる可能性がある経費等。

例：拘束日、超過料金、電源車、暗幕等会場条件により必要となる道具、人件費

【各費目について】

＜メインプログラムに係る人件費について＞

- ※1 原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認めません。

＜文芸費について＞

- ※2 メインプログラムやワークショップ実施日における従事日以外に生じる役務費(プログラミング、コーディング、編集等の作業代)については文芸費に計上してください。ただし本件に係る制作費用(事務作業に係る役務費)は計上を認めることはできませんので御留意ください。
- ※3 特に各種権利に対して生じる使用料等については、〇〇使用料等と明記の上、備考欄へ対象内容、権利所有者を明記してください。

＜借損費について＞

- ※4 機材等の購入費用を計上することはできません。借用する場合は借損料へ計上してください。また、貸出の実績(料金表等金額の根拠)がある場合を除き、自団体の所有の使用料を計上することはできません。
- ※5 移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積りいただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。ただし、積み下ろし人件費等が舞台スタッフ費や運搬の手配とは別に必ず発生する場合は、役務費の計上漏れがないよう御留意ください。
- ※6 特に単価を一式で計上する経費については、具体的にどんなものが含まれるのか備考欄へ簡潔に書き添えてください。

＜消耗品費について＞

- ※7 本事業内で使用する数量分まで計上可能です。本件以外の目的で購入した消耗品代の計上や、大量購入したものの全数分を計上することは認められません。

＜ワークショップ指導料について＞

- ※8 主指導者は1名のみ、補助者は5名分まで経費計上可能です。採択後の増員は原則として認められません。また、支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません。(※謝金の単価は27ページを御参照ください。税込金額です)
- ※9 出演希望調書No.3内の「ワークショップ上限人数」を指導するにあたり必要な人数を記載してください。

＜その他経費について＞

- ※10 公演地域の指定はできません。遠方地域の割り当てにより単価の割り増しが生じる場合は、必ず「その他経費」欄へ金額を記入してください。(公演費用は審査の対象となるため、採択後の増額は認められませんので御留意ください。)
- ※11 基本経費(公演費～ワークショップ費)に含まれない経費で、実施校の決定後、状況により必要となる見込みの経費は、必ず「その他経費」欄へ金額を記載してください。計上の可否については審査時、費用の要否については実施校の確定後、見積確認時に判断します。

＜数量の記載について＞

- ※12 公演回数により増減しない費目については、「公演回数により増減しない費目」の欄で「〇」を選択してください。併せて、10公演当たりの試算において「1」と示してください。  
この場合、11回以上公演があった場合も、一定額であるものとみなします。11回目以降に割り増し費用等が生じる場合は、備考欄に基準を明記するか、その他経費に計上してください。

## 【よくあるお問い合わせ】

### Q1. 出演希望調書の再送(再提出)を行ってもよいですか。

A1. 原則、受付後の再送(再提出)は認められません。提出前に記載内容・送付物を必ず御確認ください。

### Q2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については経費や内容に入れて記載した方がよいですか。

A2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、採択となった場合、令和5年度の予算や実施時期の状況を鑑み、文化庁、事務局、実施団体、実施校間において対応を検討します。

### Q3. C区分応募の場合、ワークショップと本公演又はメインプログラムは同日内を推奨していますが、必ず同日ではないといけないのでしょうか。

A3. C区分に関しては実施条件における困難の解決と経費の効率的運用を目的としています。ワークショップと本公演又はメインプログラムの同日開催は上記目的の一例となりますので、応募に当たっての必須要件でございません。

### Q4. 最大何企画まで応募できますか。

A4. 音楽、演劇、舞踊、メディア芸術分野は最大5企画まで、伝統芸能分野は最大6企画まで応募可能です。詳細は10ページを御確認ください。

### Q5. 以前応募した際の出演希望調書を使用してもいいですか。

A5. 御記載いただく内容は募集年度ごとに見直しておりますので、今年度の出演希望調書様式を御使用ください。使用様式が異なり、令和5年度に応募に当たり必要な事項が記載されていない場合、審査に影響する場合がございます。

### Q6. 例年どのような団体が応募していますか。

A6. 事業ホームページに令和4年度の実施団体が掲載されておりますので御覧ください。

### Q7. 事務費(日程調整等)は計上可能ですか。

A7. 事務費は計上不可となります。対象経費については27ページを御確認ください。

### Q8. 公演演目の動画資料は全編必要ですか。ダイジェストでもいいですか。

A8. 動画資料についてはダイジェストでも構いません。

### Q9. 応募可能な団体であるかわからないがどうしたらいいか。

A9. 募集対象団体の要件については5ページの「4.募集対象団体について」を御確認ください。

### Q10. 提出したデータの最新版が分からなくなりました。提出したデータを返送してもらうことは可能でしょうか。

A10. 原則、受付データの照会及び郵送による返送等はいりません。提出したデータは団体側で管理をお願いいたします。また、提出に当たっては、必ず印刷の上、文字切れや図表のずれ、印刷範囲の指定漏れ等がないか御確認の上、紙媒体での保管もお願いいたします。(事務局においてデータの調整・修正等はお引き受けすることができません。)